



2026 鈴鹿4時間耐久ロードレース 特別規則書

2026年9月4日（金）～9月6日（日）



SUZUKA CIRCUIT

2026年、新たなコンセプトを掲げ、「鈴鹿4耐」が再開いたします。

2026 鈴鹿4時間耐久ロードレース 開催コンセプト

将来の若手耐久ライダーの育成や未来へ向けた車両開発などを加速させる土壌として、鈴鹿4耐が国内耐久レース活性化を担います。過去開催していた600cc車両での純粋な耐久レースを楽しむクラスであるインター4hours / ナショナル4hoursは、「Fun-Class」として継続し、加えて、新たなクラスである「8H Challenge」と「D-Class」を設定することで、耐久レースの新しい意義・変わらない魅力を次世代へ伝えていきます。

開催クラスの概要

①8H Challenge

満30歳未満のライダーを最低1名含むチーム構成を条件に、各サポートを受け鈴鹿8耐参戦に必要なチーム力をつけながら、最終的に鈴鹿8耐出場を目標とするクラスです。本クラスの最上位チームには翌年の鈴鹿8耐の出場権付与など、8耐新規参戦を本格的に見据えたチームを対象に各種サポートを提供いたします。

②Fun-Class

これまでの鈴鹿4耐を支えたクラスも継続して開催いたします。耐久レースの魅力を存分に味わえるクラスです。

インター 4H : FIMライセンス、MFJ国際ライセンス保持者を含むチーム。

ナショナル 4H : MFJ国内ライセンス保持者のみで構成されるチーム。

③D-Class (開発クラス) ※賞典外

MFJ国内競技規則 付則10 ST600技術仕様に準拠しつつ、一部項目において、車両・部品開発やサステナビリティへの取り組みを推奨するクラスです。

本クラスへの上場するためには、開発やサステナビリティへの取り組みの詳細・仕様を大会事務局に申請いただき、大会組織委員会の承認を得る必要があります。

初年度である2026年は600ccの車両のみを対象とし、将来的には車両開発やロードレースの新たな可能性を模索するための実験室として、様々な車種や排気量の車両が参加できるように規則を整えることを検討しています。

目次

公 示	- 4 -
第1章 競技規則	- 4 -
第 1 条 競技会名称 / 競技会格式	- 4 -
第 2 条 開催場所 / 主催者	- 4 -
第 4 条 大会役員	- 4 -
第 5 条 開催日程 / 開催スケジュール	- 4 -
第 6 条 開催クラス / 参加定員	- 4 -
第 7 条 ライダーの参加資格 / 正規ライダー指名登録	- 5 -
第 8 条 補欠ライダーの登録 / 正規ライダーの変更	- 5 -
第 9 条 ピットクルーの登録と変更	- 6 -
第 10 条 もてぎ・鈴鹿共済会 (MS 共済会)	- 6 -
第 11 条 参加申込/申込期間/変更・キャンセル申請	- 6 -
第 12 条 参加料	- 7 -
第 13 条 参加定員	- 7 -
第 14 条 参加競技車両	- 7 -
第 15 条 ゼッケンナンバー	- 7 -
第 16 条 燃料規定	- 7 -
第 17 条 参加受理書	- 8 -
第 18 条 身分証 (クレデンシャル) と通行証	- 8 -
第 19 条 ピット・パドックの使用	- 9 -
第 20 条 選手受付	- 9 -
第 21 条 競技車両の検査・ライダーの装備	- 10 -
第 22 条 下見バス・特別スポーツ走行	- 10 -
第 23 条 自動計測装置 (トランスポンダー) の装着	- 11 -
第 24 条 ピットレーン	- 12 -
第 25 条 ピットアウト・ピットイン	- 13 -
第 26 条 フラッグポスト・スタートライン・フィニッシュライン	- 15 -
第 27 条 走行中の遵守事項	- 15 -
第 28 条 ピットサイン	- 16 -
第 29 条 4 輪回収車両 (以下サービスカー)	- 16 -
第 30 条 公式予選	- 16 -
第 31 条 スタート前チェック	- 17 -
第 32 条 スタート手順	- 17 -
第 33 条 ストップ&ゴーペナルティー	- 18 -
第 34 条 レースの中立化 (ニュートラリゼーション)	- 18 -
第 35 条 レース中の競技車両修理	- 19 -
第 36 条 ピット作業	- 19 -
第 37 条 レース中における燃料補給	- 19 -
第 38 条 消火器	- 20 -
第 39 条 競技の中断 (赤旗時の対応)	- 20 -
第 40 条 赤旗提示後のレース再開	- 21 -
第 41 条 レース終了と順位の設定	- 21 -
第 42 条 入賞車両の検査・暫定表彰式	- 22 -

第 43 条	賞典	- 22 -
第 44 条	損害の補償.....	- 23 -
第 45 条	参加者の遵守事項	- 23 -
第 46 条	負傷時のメディカルセンター受診義務	- 23 -
第 47 条	主催者の権限.....	- 23 -
第 48 条	大会役員の実任	- 24 -
第 49 条	公式通知/競技結果の発行・掲示	- 24 -
第 50 条	本特別規則の解釈	- 24 -
第 51 条	本特別規則の施行	- 24 -
第2章	技術規則.....	- 25 -
第 52 条	8H Challenge / Fun-Class 技術仕様.....	- 25 -
第 53 条	D-Class 技術仕様	- 25 -
8H Challenge	エントリー者向けサポート内容について	- 27 -

公 示

ホンダモビリティランド株式会社は2026年9月4日（金）～6日（日）に、三重県鈴鹿市の鈴鹿サーキットにおいて、2026 鈴鹿4時間耐久ロードレースを開催する。本大会は、国際モーターサイクリズム連盟（FIM）のFIMスポーツコードに基づいた一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）のMFJ国内競技規則、および本競技会特別規則に基づいて開催される。

第1章 競技規則

第1条 競技会名称 / 競技会格式

2026 鈴鹿4時間耐久ロードレース（国際格式）

第2条 開催場所 / 主催者

2-1 開催場所

鈴鹿サーキット フルコース 5.821km
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992
TEL：059-378-1111（代表）

2-2 主催者

ホンダモビリティランド株式会社
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992
TEL：059-378-1111（代表）

第4条 大会役員

大会公式プログラムにて公示する。

第5条 開催日程 / 開催スケジュール

2026年9月4日（金）	選手受付 / 特別スポーツ走行 / 公式車検
2026年9月5日（土）	公式予選
2026年9月6日（日）	フリー走行 / 決勝レース（4時間）

※9月5日（土）開催 2026 FUN&RUN!2-Wheels 併催

※上記のスケジュールは暫定であり、変更される場合がある。詳細なスケジュールは公式通知にて示す。

第6条 開催クラス / 参加定員

6-1 参加定員50台

参加定員に達した場合、申し込み期間内であっても参加受付を締め切る場合がある。

6-2 開催クラスおよび参加定員は以下のとおりとする。

①8H Challenge / 参加定員:最大8チーム ※選考により決定する。

満30歳未満の正規ライダーを含むチーム構成を条件に、鈴鹿8耐への出場を目標とする。

②Fun-Class / 参加定員:50-(①+③)チーム ※先着順

インター4H : FIMライセンス、MFJ国際ライセンス保持者を含むチーム。

ナショナル4H : MFJ国内ライセンス保持者のみのチーム。

③D-Class（開発クラス） / 参加定員:最大5チーム ※先着順

MFJ 国内競技規則 付則 10 ST600 技術仕様に準拠しつつ、一部項目において車両や部品の開発およびサステナビリティへの取り組みを推奨することを目的とし、技術的関心またはサステナビリティ貢献に対する取り組みが明確であることが条件となる。なお、本クラスは賞典外とする。順位認定され競技結果に記載されるが、正賞

および賞金は対象外とする。

- (1)技術的関心：新規性、および性能/耐久/安全/整備性の改善など技術的意義が明確であること。
- (2)サステナビリティ貢献：燃料や材質、部品寿命、修理性、騒音、漏洩対策などの環境負荷低減に貢献すること。

第7条 ライダーの参加資格 / 正規ライダー指名登録

- 7-1 参加申込時に、参加競技車両1台（1チーム）につき2名の正規ライダーを登録すること。
- 7-2 他チームと重複して正規ライダーを登録することはできない。
- 7-3 参加申込時に、第1ライダーとして登録した正規ライダーをRider BLUE、第2ライダーとして登録した正規ライダーをRider YELLOWとして扱う。
- 7-4 正しく救助活動を行うために、ライダーは負傷・身体的障害・疾患がある場合は参加申込時に大会事務局まで申告しなければならない。申告を怠った場合、参加が取り消される場合がある。
- 7-5 登録される正規ライダーは当該年度有効なMFJロードレースライセンスもしくはFIMライセンスを所持していること。各クラスにおけるMFJライセンス/FIMライセンスの出場可能区分は以下のとおりとする。

	国内 (RNAT)	国際 (RINT)	FIM ※1
8H Challenge	×	○	○
Fun-Class インター4H	○	○	○
Fun-Class ナショナル4H	○	×	×
D-Class（開発クラス）	○	○	○

※1：FIMライセンスは【NMFP- Circuit Racing】の記載のあるライセンスのみ有効とする。

※MFJスポーツ安全保険制度はスポーツ国籍が海外の参加者は対象とならない。

- 7-6 過去3年以内（2023/2024/2025）の全日本ロードレース選手権 JSB1000/ST1000/ST600クラスにて、年間ポイントランキング上位10位以内を記録したライダーは、8H ChallengeおよびD-Class（開発クラス）にのみ参加が認められる。
- 7-7 **8H Challenge参加条件**

- 1) 満30歳未満の正規ライダーを最低1名登録すること。
- 2) 2026年鈴鹿8耐 シード権獲得チームは参加申し込み不可とする

- 7-8 登録する正規ライダーが未成年（18歳未満）の場合、下記①、②を選手受付時に提出しなければならない。

①参加大会の誓約書・承諾書

※誓約書・承諾書は、正規ライダー本人の署名および親権者または保護者の署名と実印の押印が必要。

②正規ライダーの親権者または保護者の実印の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

第8条 補欠ライダーの登録 / 正規ライダーの変更

- 8-1 参加申込時に限り、参加競技車両1台（1チーム）につき1名の補欠ライダーを登録することができる。
- 8-2 参加申込時に、第3ライダーとして登録したライダーを補欠ライダーとして扱う。正規ライダーに登録されている者（他チームも含む）を補欠ライダーとして登録することはできない。
- 8-3 補欠ライダーとして登録されるライダーも第7条に規定する当該クラスの参加資格を満たしていなければならない。
- 8-4 補欠ライダーの登録は参加申込時に限る。ただし、負傷等やむを得ない理由がある場合、大会事務局の許可を得た上で参加申込完了後に登録できる場合がある。参加申込完了後の登録を希望する場合、必ず大会事務局まで申請すること。ただし、選手受付終了後の補欠ライダーの登録はいかなる場合でも認められない。
- 8-5 正規ライダーの変更は当該チームに登録されている補欠ライダーとの変更に関し認められる。

- 8-6 当該チームに登録されている補欠ライダーを他チームの補欠ライダーとして登録することは認められる。ただし、当該チームにおいて補欠ライダーと正規ライダーとの変更が認められた場合、他チームに重複して登録されている当該の補欠ライダーは登録が削除される。
- 8-7 公式予選開始前における正規ライダーの変更について
正規ライダーが負傷等のやむを得ない理由で出場できない場合、ライダー変更の旨が記載された嘆願書（負傷の場合は医師の診断書も必要）を添えて速やかに大会事務局に申請すること。提出された嘆願書（診断書含む）は審査委員会にて審議され、審査委員会の許可を得た場合のみ正規ライダーの変更が認められる。
- 8-8 公式予選後から決勝レース開始前における正規ライダーの変更について
正規ライダーが公式予選中の負傷等のやむを得ない理由で出走できない場合、速やかに大会事務局に申請すること。その際、大会事務局が指定する資料の提出が求められる場合がある。**変更される補欠ライダーは大会当該週の特別スポーツ走行やフリー走行で最低1週のタイムを記録し、それらのタイムを参考にしてライダー変更申請が審査委員会にて審議され、審査委員会の許可を得た場合のみ正規ライダーの変更が認められる。**変更申請の期限は決勝レース前の最終走行セッション終了後30分以内とする。

第9条 ピットクルーの登録と変更

- 9-1 参加申込時に、当該年度有効なMFJピットクルーライセンスを所持しているピットクルーを、1チームにつき**1～7名**登録すること。登録するピットクルーは16歳以上でなければならない。
- 9-2 正規ライダー及び補欠ライダーとして登録されている者（他チームも含む）をピットクルーとして登録することはできない。
- 9-3 複数チームにまたがり作業をするピットクルーがいる場合、参加申込時に、作業を行うそれぞれのチームのピットクルーとして登録すること。なお、1チームに対し登録されているピットクルーが1名の場合、その当該ピットクルーを他チームのピットクルーとして重複登録することは他のクラスであっても不可とする。
- 9-4 ピットクルーの変更・追加は可とする。ただし、ピットクルー最大登録人数7名を超える追加はできない。追加、変更申請の期限は当該大会の選手受付時までとする。追加、変更の手数料は不要とする。
- 9-5 ピットクルーが海外からの参加者である場合はMFJライセンスを所持していなくてもよい。ただし、16歳以上であることを条件とする。

第10条 もてぎ・鈴鹿共済会（MS共済会）

- 10-1 参加する全てのライダーおよびピットクルーはMS共済会に必ず加入すること。※ピットクルー分は参加料に含まれる。
- 10-2 MS共済会は年間加入または暫定加入とする。
①年間加入は、SMSC会員、もしくはMCoM会員として登録され、所定の共済会費を納めた者のみとする。
②暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、公式予選、フリー走行、決勝レース）のみ有効とする。
年間加入していないライダーは、参加申込時に暫定共済会費を支払い暫定加入すること。
参加申込時に暫定加入していないライダーは、選手受付時に暫定共済会費を支払うものとする。
暫定共済会費は以下の通りとする。
7,000円 / ライダー（1名）
- 10-3 未登録のライダーやピットクルーに対してMS共済会等などの補償は行われぬ。

第11条 参加申込/申込期間/変更・キャンセル申請

- 11-1 参加申込先
鈴鹿サーキット SMSC事務局
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992
TEL : 059-378-3405（10:00～16:00）（モータースポーツ課直通）
- 11-2 参加申込手続き

下記URLより各大会の申込期間（エントリー期間）内に参加申込（エントリー）を行うこと。
参加申込はWEB申込（WEBエントリーフォーム）のみとする。書面、電話による参加申込は不可とする。

【エントリーシステム】モトスポ.net

【エントリーアドレス】 <https://www1.ms-event.net/szkweb/>



11-3 申込期間（エントリー期間）

8H Challenge申込期間

- ・8H Challengeの申し込み期間：7月7日（火）12:00～7月15日（水）23:59
- ・8H Challengeの選考結果連絡：7月21日（火）
- ・8H Challenge落選チームのFun-Classへの移行受付期限：7月28日（火）23:59

参加申込期間 : 2026年7月14日（火）12:00 ～ 2026年7月28日（火）23:59

レイトエントリー期間 : 2026年7月29日（水）00:00 ～ 2026年8月2日（日）23:59

※レイトエントリー期間での申込は追加料金（5,500円）が発生する。

レイトエントリー期間を過ぎてのエントリーは如何なる理由でも認めない。

11-4 変更申請/キャンセル（リタイア）申請

参加申込時の登録情報の変更申請および参加キャンセル（リタイア）の申請は、下記お問い合わせフォームより行うこと。電話による参加申込時の登録情報変更および参加キャンセルは認められない。

<お問い合わせフォーム>

[2輪レースに関するお問い合わせはこちら>>](#)



11-5 キャンセル規定

参加申込後のキャンセル規定（参加料返金）は理由の如何を問わず以下の通りとする。

- ①エントリー期間内（レイトエントリー期間含まない）：キャンセル手数料1,100円を差し引き参加料返金
- ②エントリー期間終了～大会2週間前（日曜日）まで：キャンセル手数料5,500円を差し引き参加料返金
- ③大会2週間前（月曜日）以降：全額負担

11-6 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。

11-7 モトスポ.netでの参加申込時、参加申込代表者の項目に登録した者を「参加代表者」とする。

第12条 参加料

1台：110,000円（税込み） ※特別スポーツ走行料およびピットクルー分MS共済会費含む

第13条 参加定員

13-1 参加定員は50台とする。

13-2 参加申込受付の順番は参加申込時間の早い順番に決定され、参加定員に達した時点で受付を終了する。

第14条 参加競技車両

14-1 参加競技車両は、一般生産型車両かつMFJ公認車両で、MFJ国内競技規則 付則10 ST600技術仕様に定められる競技車両とする。

14-2 参戦費用抑制のため、MFJ国内競技規則 付則12 耐久レースの仕様は適用しない。

第15条 ゼッケンナンバー

「0」で始まるゼッケンナンバーの使用は認めない。使用可能なゼッケンナンバーは2桁（1～99番）までとする。

第16条 燃料規定

- 16-1 燃料はMFJ国内競技規則付則4 13-11に基づき規制され、施設内給油所にて発行される指定のガソリン購入証明ステッカーを車両仕様書に貼付し提出すること。（購入日より14日間有効）
- 16-2 ガソリン購入証明ステッカー提出期限は、公式車両検査終了までとする。やむを得ず公式車両検査までに提出できない場合は、当該大会の公式予選開始時までには車検員に提出すること。
- 16-3 サーキット内供給燃料
- ② 供給時間：公式通知にて公示する。
- ② 供給場所：Bパドック入口
- ③ 各銘柄のガソリンを混ぜて使用してはならない。（前回使用したガソリンが混ざらないようにすること。）
- ④ 競技用燃料には販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。
ただし、一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。
- ⑤ 消防法に合致した金属製携行缶を用いて購入すること。
- 16-4 D-Classにおいては、本特別規則第2章 第53条に規定の範囲で燃料の変更が許可される。

第17条 参加受理書

- 17-1 参加申込が正式に受理された者には参加受理書がレース前日までに送付される。
- 17-2 参加受理書、また同封されたその他の案内を事前に確認し、参加受理書の記載内容に相違がある場合、速やかに大会事務局まで連絡をしなければならない。

第18条 身分証（クレデンシャル）と通行証

- 18-1 身分証（クレデンシャル）と通行証は参加受理書と共に交付される。
- 18-2 交付された参加者の身分証は、競技会期間中必ず所持・携帯すること。
- 18-3 参加者のサービスカーは大会事務局が交付する通行証を提示できなければパドックへ通行できない。
- 18-4 パドックおよび鈴鹿サーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知およびインフォメーションと案内標識によって示される。参加者はこの指示に従うこと。
- 18-5 交付される身分証や通行証は他に貸与、また複製・加工などの不正利用をしてはならない。
違反した場合、以下の内容に沿って罰則を科す。

違反回数	加工	複製
1回目	・罰金10,000円	・当該大会出場取消し * 返金無し
2回目	・当該大会出場取消し * 返金無し	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンのレースエントリーキャンセル (参加申込不可)
3回目	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンのレースエントリーキャンセル (参加申込不可)	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンのレースエントリーキャンセル (参加申込不可) ・無期限のレースエントリーキャンセル (無期限の参加申込不可) * ただし、スポーツ走行は参加可。
4回目	・当該大会出場取消し * 返金無し ・当該シーズンのレースエントリーキャンセル (参加申込不可) ・無期限のレースエントリーキャンセル (無期限の参加申込不可) * ただし、スポーツ走行は参加可	

1. 加工・複製の定義

加工：オリジナルのパス（交付された状態のもの）に対し、切る、書く（記入が求められる車両ナンバー以外）、貼るなどの行為を施すこと。

複製：オリジナルのパス（交付された状態のもの）を模したものを別に作成すること。

2. 違反回数について

違反回数は加工・複製の違いを問わず累積の違反回数とする。

例) 加工の違反を犯した後、別大会で複製の違反を犯した場合、罰則は複製の2回目の内容が適用される。

3. 違反回数累積期間

違反回数は無期限に累積し管理される。

4. 罰則対象

罰則は、正規ライダーのチーム員（ピットクルーや関係者）の違反も含め、全て正規ライダーに科せられる。

正規ライダーが複数名の場合は、正規ライダー全員に罰則が科せられる。

例) A,B選手（ライダー）のチーム員Cが違反行為を行った場合、A,B選手に罰則を科す。

5. 参加申込不可者のエントリーについて

上記違反により参加申込不可の者が参加申込を行った場合、参加は受理されず、

エントリー料は¥5,500の手数料を差し引き返金される。

18-6 身分証・通行証を紛失または破損した時は大会事務局にて再交付の手続きをとること。

破損による再交付の場合は、破損した身分証または通行証を必ず大会事務局まで持参すること。

第19条 ピット・パドックの使用

19-1 各大会の使用ピット/パドック内整備エリアは原則大会事務局によって割り当てられる。

19-2 ピット・パドック割の希望がある場合、参加申込期間内にWEBエントリーフォーム内のピット・パドック割希望申請の項目に希望内容を詳しく入力すること。なお、ピット・パドック割希望申請はその希望内容の反映を保証するものではない。また、指定手順以外での申請、および参加申込期間外の申請は考慮されない。

19-3 大会事務局は、ピット・パドック割を最終的に決定する権限を有する。本件に関する抗議は認められない。

19-4 割り当てられたピットやパドックは、大会期間中、施設の不備などやむを得ない理由により事前に大会事務局の許可を得た場合を除き変更することはできない。大会事務局の許可なく変更した場合は罰則を科す場合がある。

19-5 公式予選・決勝レースを問わずコース側のピットのシャッターは開けておくこと。

19-6 ピット内でタバコ（電子タバコ含む）・発電機（タイヤウォーマーのためのものは除く）・電熱器等の火気を扱わないこと。許可された場所以外での喫煙（電子タバコ含む）は禁止される。

19-7 大会期間中（特別スポーツ走行を含む）、レース関係者がピットおよびパドック内でアルコールを含む飲料を摂取することは禁止される。

19-8 ピットを割り当てられた参加者は公式予選、決勝レースを通じて、コース側ピットシャッターより内側3mの部分は、他クラスの作業スペースとして使用できるよう、工具・部品等は置かないこと。

第20条 選手受付

20-1 参加を正式に受理された参加者は大会当日までに行われる選手受付を必ず完了させること。

20-2 選手受付時に次のものを提示もしくは提出しなければならない。

①参加受理書

②車両仕様書

③装備品申告書

④MFJライセンス ※デジタル会員証の提示とする。

⑤SMSC/MCoMライセンス ※デジタル会員証の提示とする。

⑥誓約書・承諾書

⑦MFJメディカルパスポート ※各自で準備し、ライダーは必ず携帯すること。

※ライセンスの提示は有効年度のライセンスの現物または各照会ページ以外は受付できない。

※捺印は認印に限る。拇印、シャチハタ、スタンプ印はすべて不可。

※メディカルパスポートはMFJホームページ内、または各種申請書ページからダウンロードすること。

第21条 競技車両の検査・ライダーの装備

21-1 ライダーは競技車両（公式予選・決勝レースを走行できる状態の車両）、車両仕様書と共に指定時間までに所定場所に提示物を持参し、検査を受けること。

その際、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参すること。

21-2 競技車両の音量測定、燃料タンクの容量チェックを行う場合がある。

21-3 公式車両検査を受けない競技車両、あるいは検査の結果参加が不適当と判定された競技車両は、一切の走行が拒否される。

21-4 ライダーが競技中に着用しなければならない装備品はMFJ国内競技規則 付則4 10ライダーの装備 に基づくものとし、公式車検の際に車検員によって検査されるものは次の通りである。

※補欠ライダーの装備品も公式車検時に検査を受けること。

①ヘルメット

②レーシングスーツ

③エアバッグ式プロテクション

各大会開催時に**満30歳以下、および満50歳以上**の参加者は、MFJ登録製品のエアバッグ式プロテクションの装着を義務とする。その他の参加者についても、エアバッグ式プロテクションの使用を強く推奨する。

④ヘルメットリムーバー

⑤脊柱プロテクション

⑥チェストガード

⑦グローブ

⑧ブーツ

※マウスガードの使用は推奨されるが、公式車検の際に車検員によって検査されない。

21-5 公式車検時と異なる競技車両や装備品を競技に使用した場合、罰則（失格等含む）が科せられる。

21-6 日本国外からの参戦ライダー（スポット参戦）の装備（ヘルメット、レーシングスーツ）については、参戦ライダーの母国の安全基準を満たす装備品であれば使用を認める。

21-7 車検長は必要と判断した場合、競技監督の承認を得て、公式車検の時間外であっても、随時参加者に車両検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対して罰則が科せられる。

21-8 車両検査に合格した車両でもレース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。

21-9 **車載カメラの装着を希望する場合、以下カメラ搭載誓約文に同意の上、参加申込時に申請すること。**

申請する場合、第7条 7-2に規定したWEBエントリーフォームにあるチェック欄にてチェックを入れ申請すること。参加申込時以外の申請は認められない。

<カメラ搭載誓約文>

車載カメラを使用する場合、以下の内容を誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。

・本規則書の冒頭に記載の<レース映像使用ガイドライン>を遵守すること。

・車載カメラ使用の申請は、参加申込時に申請すること。

・車載カメラは車体に安全上確実な方法で取り付けること。

・車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受ける事。

車検員から取り付け方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正する事。

修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外す事。

・車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者に一切の賠償責任を問わない事。

・上記の誓約に違反した場合、主催者の科す罰則等に従う事。

第22条 下見バス・特別スポーツ走行

22-1 当該大会の特別スポーツ走行前までに以下の2つの条件の両方に当てはまる選手は、下見バスに乗車することが

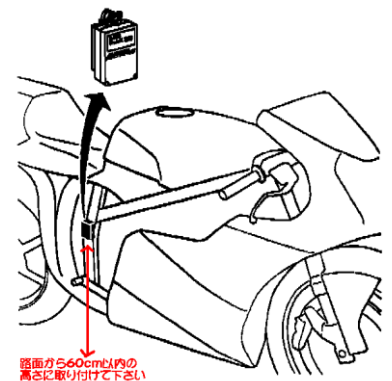
義務付けられる。

- ①過去1年間で鈴鹿サーキット（南コースは含まない）のスポーツ走行の走行時間が60分未満。
東コース・フルコースは問わず、過去1年間の起算日は当該大会の特別スポーツ走行実施日とする。
- ②2024～2025年シーズンにおいて鈴鹿サーキット主催レースの出場実績がない。
出場実績は決勝レースを完走して1回の出場実績とみなす。

22-2 特別スポーツ走行の最大台数は**50台**とする。

第23条 自動計測装置（トランスポンダー）の装着

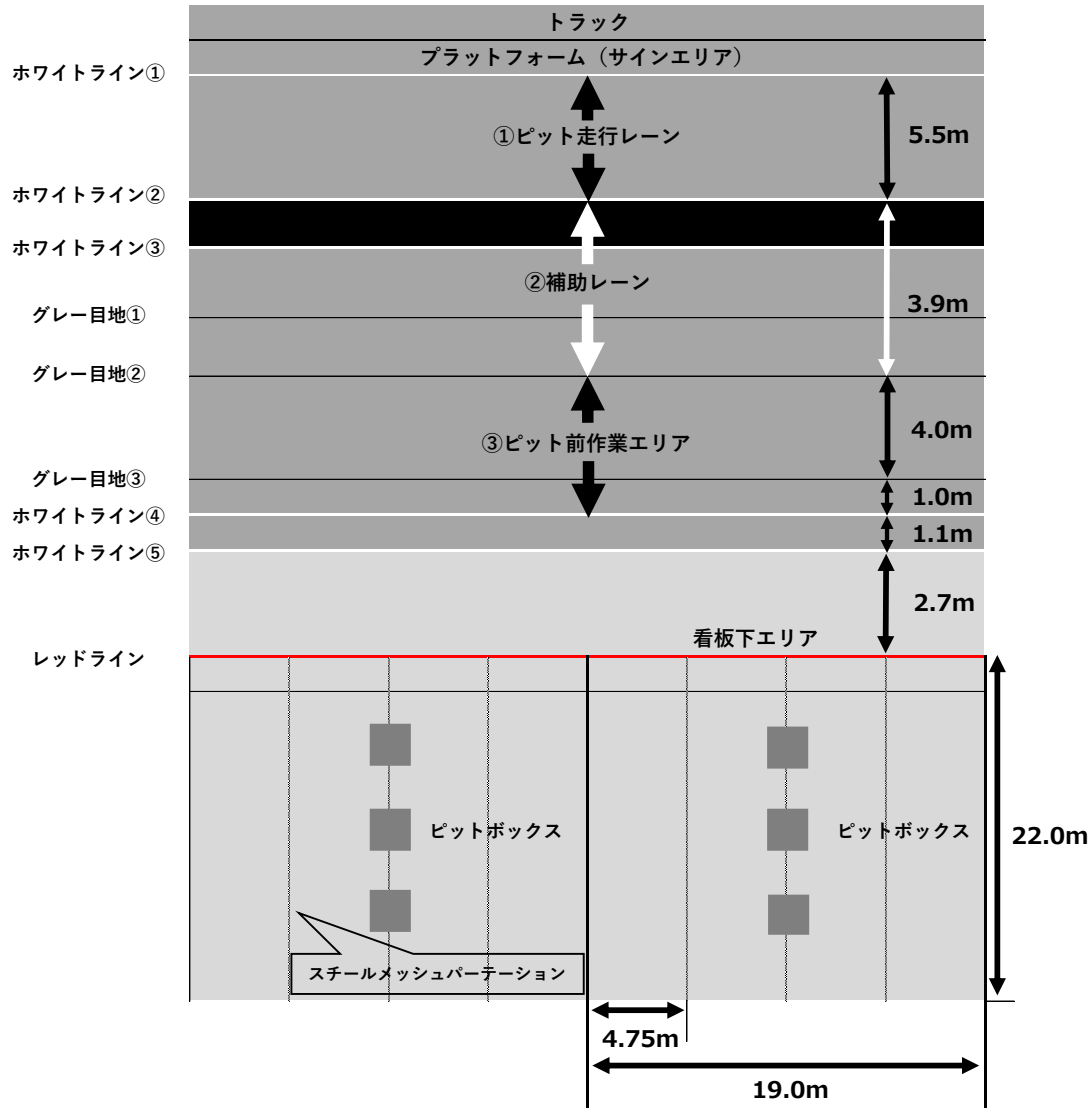
- 23-1 参加者は、自身で所有するMY LAPS社製マイポングダー、もしくは主催者が用意するトランスポンダーを使用しなければならない。参加申込時にマイポングダーのトランスポンダー番号、貸出利用有無の申請を行うこと。主催者が用意するトランスポンダー場合、貸出料として**5,500円（税込）**が参加申込時に徴収される。
徴収された貸出料は、貸出用のトランスポンダーを使用しない場合でも返金されない。
- 23-2 **MYLAPS製マイポングダーまたは主催者が用意する貸出用トランスポンダーを未装着で走行、および登録されたトランスポンダー以外での走行は罰則（タイム抹消など）が科される場合がある。**
- 23-3 参加者は、使用するトランスポンダーが走行中、常に計測できる状態に機能させる責を負う。
マイポングダーを使用する場合、自身で十分な充電を行い出走すること。マイポングダーに不具合が生じた場合、主催者の用意する貸出用トランスポンダーを取り付けなければ参加が認められない。
- 23-4 貸出用トランスポンダーは貸出から返却までの期間、参加者が管理の責を負う。
- 23-5 マイポングダーは他の参加者と共有することはできない。
- 23-6 貸出用トランスポンダーについては各レース終了後1時間以内に返却すること。
予選不通過車両は当該予選結果発表後1時間以内とする。
- 23-7 貸出用トランスポンダーを万一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず1個につき**77,000円（税込）**が主催者より請求される。
- 23-8 貸出用トランスポンダーとマイポングダーを同時に取り付けて走行することは禁止とする。
同時に取り付けて走行した場合、罰則を科す場合がある。
- 23-9 貸出用トランスポンダーは貸出後の走行セッション（特別スポーツ走行を含む）から装着すること。
また、マイポングダー使用者は、選手受付前の走行セッションについても装着を推奨する。
- 23-10 トランスポンダーは専用ホルダーを使用しタイラップ等で確実に固定すること。
取付位置は地面から60cm以内で、熱や振動の影響を受けにくい位置とする。推奨位置は下図を参照すること。

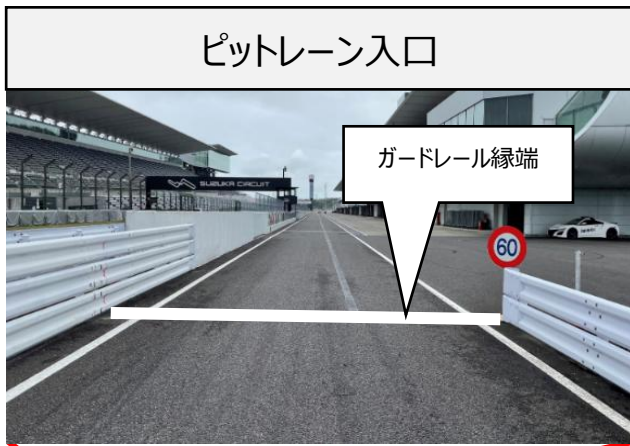


第24条 ピットレーン

24-1 ピットボックス前のピットレーンは次の3つに区分される。

- ①ピット走行レーン : プラットホームとホワイトライン②の間の部分。
これはピットインおよびピットアウト専用の区域。
- ②補助レーン : ホワイトライン②とグレー目地②の間の部分。ピット走行レーンかピット前作業エリア（あるいはその逆）へ移動する時に通過する区域。
- ③ピット前作業エリア : グレー目地②とホワイトライン④までの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。**看板下エリアでの作業は禁ずる。**





24-2 ピットレーンの制限速度は60km/hとする。違反した場合は罰則を科す。

決勝レース時に違反した場合の罰則は、違反1回に対してストップ&ゴーペナルティー1回とする。

ただし、レース終了までにストップ&ゴーペナルティーが履行できない場合、競技結果にタイムを加算する場合がある。

24-3 ピットレーン出口シグナルライトでレッドライトが点灯している際はコースインしてはならず、グリーンライトが点灯によりコースインすることが出来る。無灯やブルーライトの点滅の場合は緑灯と同様に扱う。

24-4 ピットレーンではピット走行レーンを走行し、補助レーン・ピット作業エリアの走行は極力短くするよう努めること。

第25条 ピットアウト・ピットイン

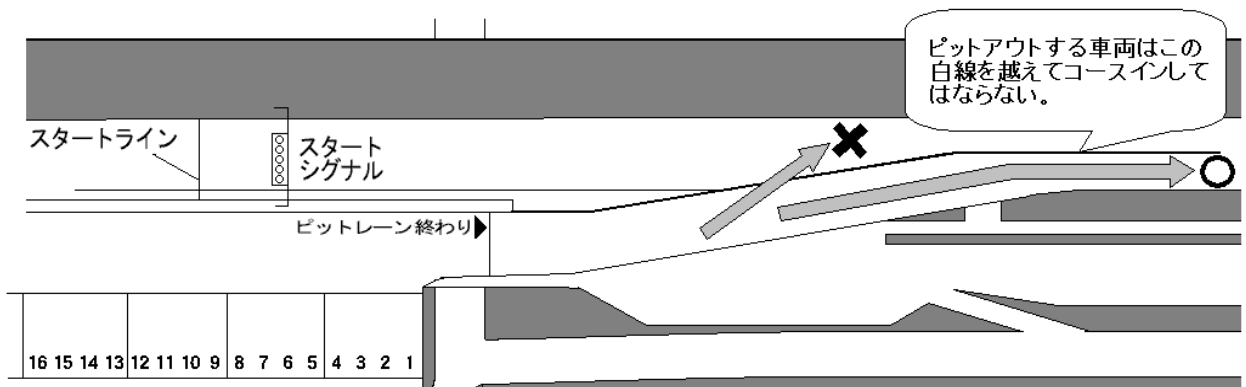
25-1 ピットアウトについて

①コースインするライダーは、第2コーナーを通過するまでコース右端に沿って走行すること。

コースインは各自の責任において行わなければならない、コース上の走行車両との合流に最大限の注意を払い、後方から近づく車両の走行を妨げないように行うこと。

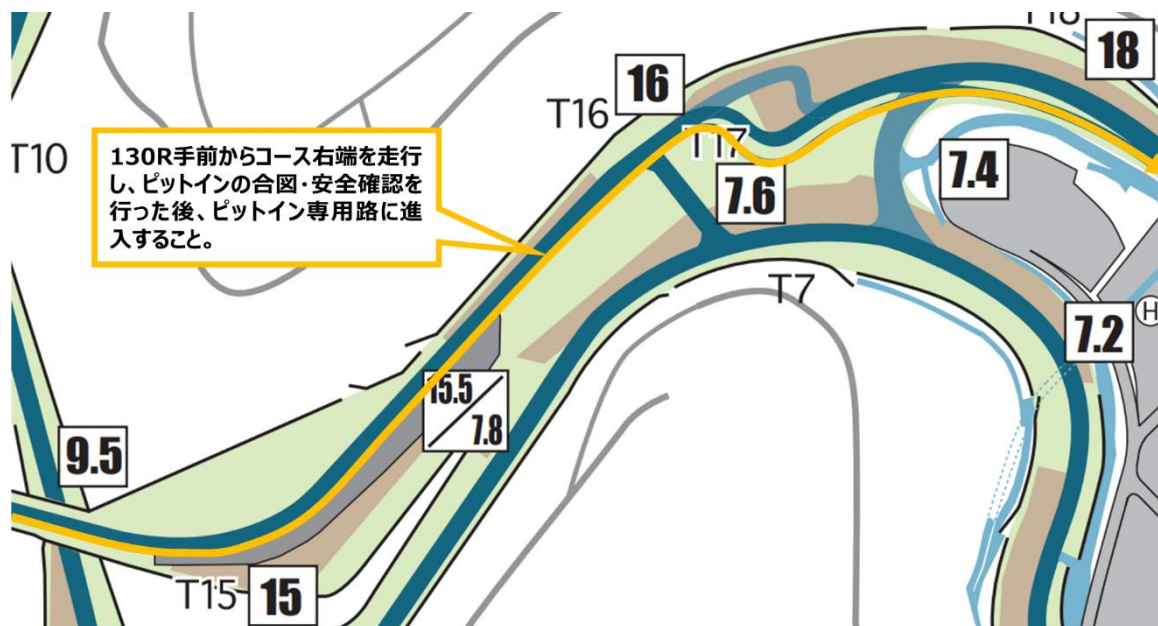
②ピット出口から第1コーナーにかけて引かれてある白線は以下の通り運用を行う。

- 1) ピットレーンよりトラックに合流する車両は、白線を越えて走行してはならない。
- 2) このラインはトラック上を走行中の車両を制限するものではない。



25-2 ピットインについて

- ①全ての競技車両はピットに戻る際、ピットイン専用路を使用しなければならない。
- ②ピットインする際は、130R手前より走行ラインをコース右端に取り、手もしくは足でピットインの合図を行なった後、安全を確認してピットイン専用路に進入すること。



25-3 事故または故障等で、コース途中からピットまでランオフエリア上で競技車両を押し戻す場合、オフィシャルの指示に従わなければならない。

※コース脇で競技車両を押し移動している場合、各ポストで PUSH ボードを提示する。

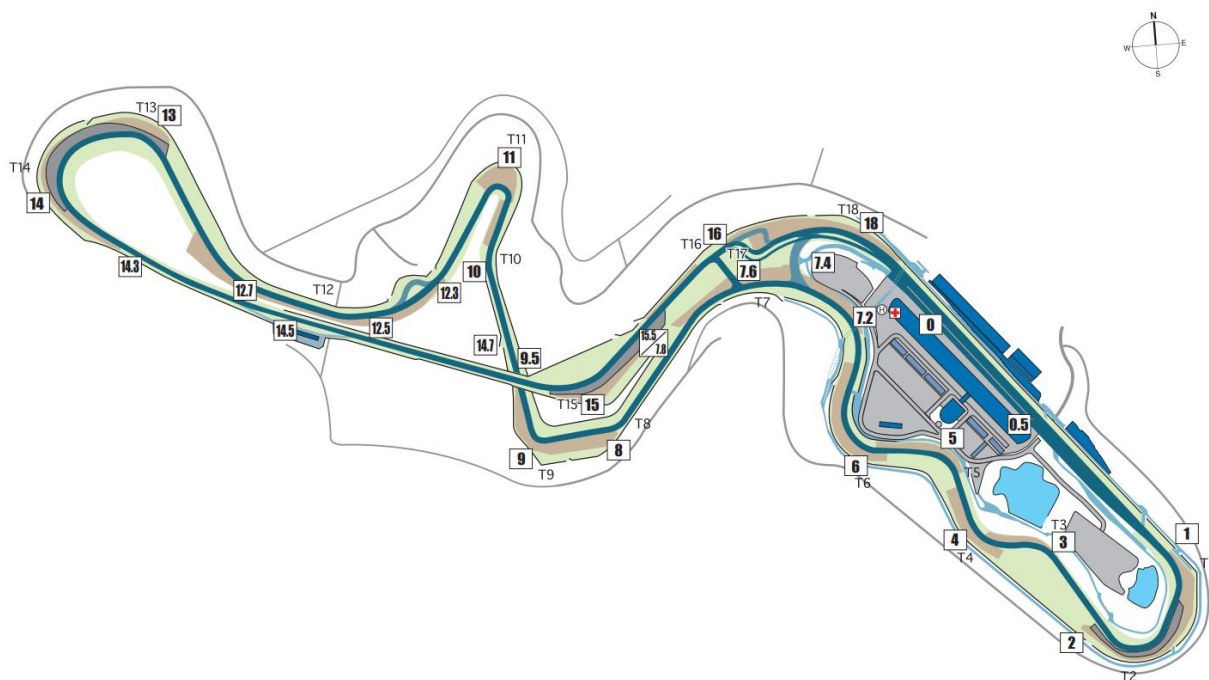
25-4 規定外の場所からのピットインについて

- (1) 転倒等により競技車両が破損しオフィシャルによりコース周回が危険と判断された場合、オフィシャルの指示・管理下に限り、下記①～⑤に記載の規定外の場所からのピットインが救済措置として認められる。ただし、下記②～⑤に記載の箇所からのピットインについては当該周無効とする。
 - ①T16（最終シケイン1）から最終コーナー付近
 - ②東ショートカット
 - ③ピットレーン出口側
 - ④東コース内パドックイン
 - ⑤4輪サービスカーによる回収
- (2) (1)に記した規定外の場所からピットインした場合、またはオフィシャルの指示・管理下以外でピットインした場合、下記罰則が科される。
 - ・公式予選：当該周（ショートカットした周）を無効、当該ライダーはそれ以降の予選出走は不可。
 - ・決勝レース：当該周（ショートカットした周）を無効、2周減算とする。
- (3) 専用路以外からのピットインをするライダーは、必ずオフィシャルに確認を行ってからピットインすること。オフィシャルの指示を得ずに専用路以外からピットインした場合は、罰則が科される場合がある。
- (4) 規定のコースおよびピットイン専用路を走るライダーが優先される。規定外の場所からピットインを行う場合、コースおよびピットイン専用路合流の際、安全確認を行うこと。
- (5) ピットレーン出口からピットレーンを逆行してピットインする際、オフィシャルの指示に従い、競技車両を押し戻ること。自走は一切禁止される。
- (6) 転倒等により破損しピットインした競技車両は、再コースイン前にオフィシャルがチェックを行う場合がある。競技車両のチェックにより再コースインが不適当と判断された場合、再コースインは禁止される。

第26条 フラッグポスト・スタートライン・フィニッシュライン

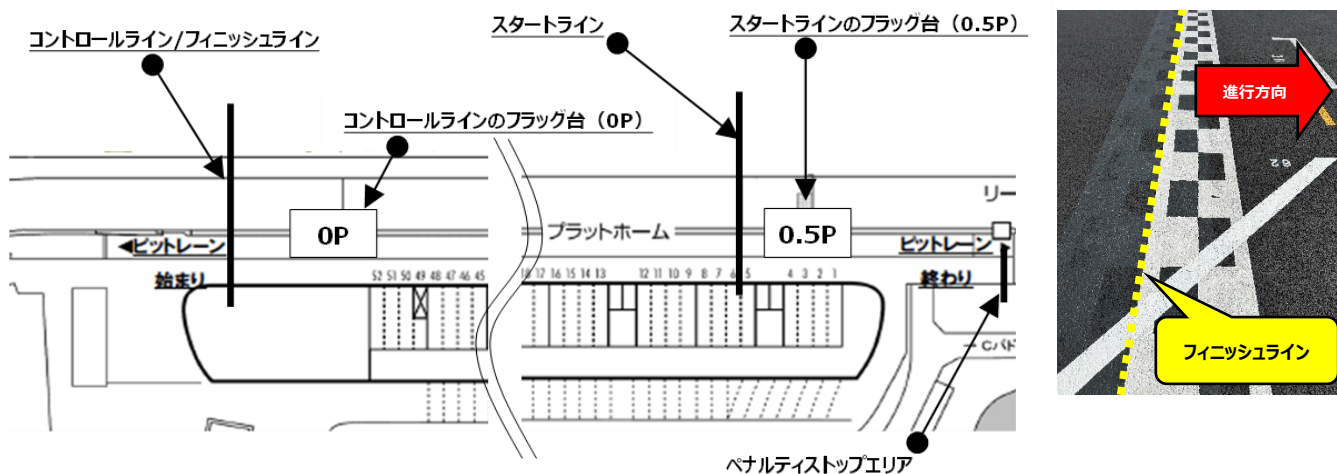
26-1 下図の通りにフラッグポストを設定する。コースイン1周目の際に必ず位置を確認すること。

POST NUMBER



26-2 フラッグと併用して各ポストに設置されているライトパネルを運用する。ただし、公式シグナルとしてはフラッグが優先される。使用されるライトパネルの表示例はブリーフィング資料を確認すること。

26-3 スタートラインとコントロールライン／フィニッシュラインについて、各ラインは下図の通りとする。



第27条 走行中の遵守事項

27-1 走行中、ライダーは必ず腕章を両腕上部に着用しなければならない。

Rider BLUE : 青色

Rider YELLOW : 黄色

補欠ライダー : 赤色

※第8条に従いライダーの変更を申請した場合、申請後の構成に則った腕章を装着すること。

27-2 走行中、燃料補給前に燃料キャップを開けながら走行してはならない。また、燃料タンクフィラーキャップにキー又は工具をさした状態で走行してはならない。

27-3 コーナーオーバーランまたは転倒後は、周囲の安全確認を行った後にコース復帰すること。

- 27-4 コーナーオーバーラン、転倒後の再スタートやショートカット（シケイン直進によるショートカット等）により、当該ライダーに優位性が発生した場合や周囲の安全確認を怠ってコース復帰した場合は、以下の罰則を科す場合がある。ただし、T16から最終コーナー付近で転倒した場合にのみ、安全の為ピットロードへショートカットして自ピットで点検することを条件に、罰則は科さない。

【罰則内容】

公式予選中 : 当該ラップタイムの抹消 / 決勝レース中 : 審査委員会の裁定による

第28条 ピットサイン

- 28-1 走行中のライダーに対し、サインを送ることが許される。
- 28-2 プラットフォーム（サインボードエリア）に入りサインを送ることのできるピットクルーは、1チーム当たり2名までとする。
- 28-3 使用するサインボードの大きさは100cm×60cmの長方形を越えるものであってはならない。
また、合図旗（黄旗・赤旗等）にまぎらわしいものであってはならない。
- 28-4 サインボードを固定する際はコースに支柱やそれに準ずるものをつけてはならない。
設置方法についてオフィシャルから指示があった場合はその指示に従うこと。

第29条 4輪回収車両（以下サービーカー）

- 29-1 2台のサービーカーがコース上に配置される。
- 29-2 決勝レース時、転倒やトラブル等で競技車両を押してピットまで戻ってくる際、以下3か所よりサービーカーでパドック（ヘリポート付近）に戻ることができる。
- ①T9左側
 - ②T11～T12右側開口部
 - ③T14～T15間右側 14.5ポスト
- 29-3 当該チームのチーム員はヘリポート付近で待機し、ピットまで競技車両・ライダー共に戻すこと。
複数台の競技車両が回収を適用される時はオフィシャルが回収する順番を決める。
- 29-4 回収する順番の抗議は一切受け付けられない。

第30条 公式予選

- 30-1 予選グループ分けが必要な場合、ゼッケン順にABAB…と振り分ける。
- 30-2 予選・決勝レースの出走可能台数はそれぞれ 50 台とする。
- 30-3 各ライダーは、公式予選において自身の所属するグループで最も速いライダーのタイムの**115%以内**のタイムを計測していなければならない。
- 30-4 正規ライダーのうち1名でも30-3に記載されたタイムを満たせない場合、そのチームは決勝レースに出場できない。
- 30-5 予選順位を決定するために用いられるタイムは、各チームの正規ライダーが公式予選で記録したベストラップタイムの平均とする。平均タイムが同じ場合、ライダー個人のタイムを比較し、速いタイムを出したライダーの所属するチームが上位となる。
- 30-6 **30-3に規定した予選通過基準タイムを満たせなかったチームが決勝レースへの出走を希望する場合、嘆願書と過去に鈴鹿サーキットで行われた競技会の実績を大会事務局に提出すること。提出された上記資料は大会審査委員会にて審議され、決勝レースへの出走が認められる場合がある。上記資料の提出期限は公式予選の暫定結果発表後30分以内とする。**
- 30-7 公式予選がキャンセルされた場合、スターティンググリッドの決定に当該週の特別スポーツ走行やフリー走行の結果を採用する場合がある。

第31条 スタート前チェック

- 31-1 決勝レース出場者は、タイムスケジュールに従い指定された場所で必ずスタート前チェックを受けなければならない。
- 31-2 スタート前チェックは時間厳守。タイムテーブル、スタート進行表を確認し、時間内に完了すること。
スタート前チェックを完了していない場合、決勝レースへの出走は認めないものとする。

第32条 スタート手順

- 32-1 スタート方法は、国旗の提示によるル・マン式スタートとする。スタート進行の詳細は公式通知またはライダーズブリーフィングにて通達される。ただし、天候やその他の状況によりスタート方法を変更する場合がある。
- 32-2 各ライダーのスタート位置はスターティンググリッド順とし、全車同時にスタートするものとする。
- 32-3 スタートライダーは原則としてRider BLUEとするが、変更を希望する場合は公式予選終了後30分以内に指定された方法で大会事務局へ申告すること。スタートライダーを変更した場合も腕章は変更しないこと。
- 32-4 サイティングラップは1周とし、サイティングラップ終了後にグリッドに戻った各ライダーはオフィシャルが赤旗2本を静止提示している最後尾グリッド付近にて、一旦停止しエンジンを切らなければならない。その後、各競技車両をチーム員が押し歩いて指定グリッドに着くこと。指定グリッドまで移動する際、ライダーは降車しても、乗車したまま移動しても良い。グリッドに着いた競技車両はエンジンウォーミングアップ開始の表示までエンジンの始動を禁止する。
- 32-5 競技車両はル・マン式グリッド（画像1）に整列し、スタートライダーは反対側（グランドスタンド側）の白線（画像2）に向かい、スタートの合図があるまで競技車両に移動してはならない。スタート直前に片足は白線上の点（ドット）にあること。



画像 1



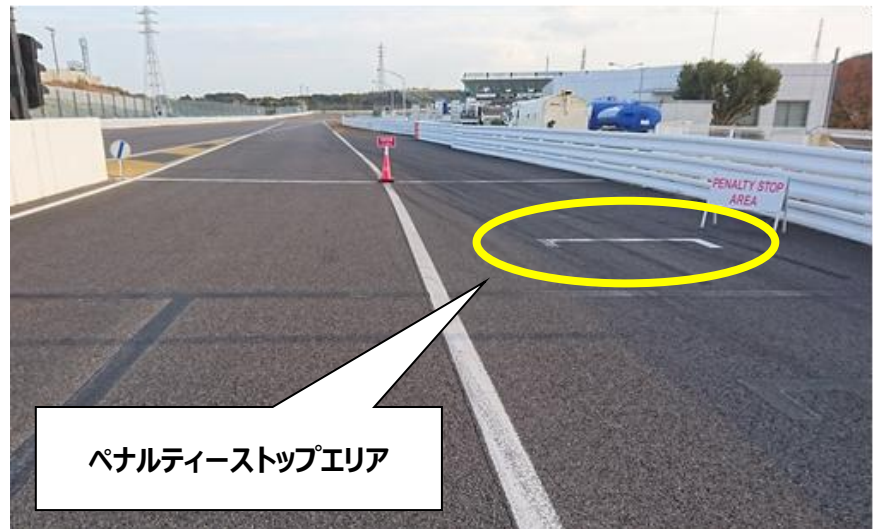
画像 2

- 32-6 スタートライダー以外のペアライダー（補欠ライダー除く）は、ヘルメットとレーシングスーツ及びライディングブーツを着用し、競技車両の後尾を支え待機すること。また他のピットクルーはピット内に退避すること。ただし、エアバッグ式プロテクション 装着補助の為、ピットクルーへ登録かつエアバッグ装着補助申請にて申請した1名の待機を認める。待機要員はエアバッグのワイヤー接続作業のみ認められ、他の作業は一切認められない。なお、服装は長袖・長ズボン・シューズ（すべて肌が隠れる物）および2輪用ヘルメットを着用し、選手受付時配布のエアバッグ補助者用腕章（白色）を必ず装着すること。
- 32-7 グリッド上でタイヤウォーマーのためのジェネレーターを使用しても良い。ジェネレーターの使用については、MFJ国内競技規則 付則4 ロードレース競技規則 18-4-4に準ずる。
- 32-8 エンジンは、スタートライダーが単独で競技車両に装備されているスタート装置（セル・スターター）を使用して始動させなければならない。スタート時に押しがけ、あるいは他人の協力を得て始動させることは合図があるまで禁止される。これに違反した場合は罰則が科せられる。
- 32-9 全車スタート後フラッグマーシャルが PUSH ボードを提示した後、ペアライダーによる押しがけスタートが許される。提示箇所はコントロールラインのフラッグ台及びスタートラインのフラッグ台とする。
- 32-10 エンジンが始動しない場合、ピットレーンへ移動し、ピットクルーの作業をうけて再スタートすることができる。
- 32-11 スタート手順違反（ジャンプスタート含む）と判断された場合、ストップ&ゴーペナルティーが科される。

第33条 ストップ&ゴーペナルティー

- 33-1 ストップ&ゴーペナルティーが科される場合、当該ライダーに対し、「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード（下図参照）が0ポストおよび14.5ポストで提示される。
- 33-2 当該ライダーはピットインし、ピットレーン出口手前右側のペナルティーストップエリアで一旦停止しなければならない。
- 33-3 0ポストにおいて3回目の提示を受けた周にピットインせず罰則を履行しない場合、当該ライダーは失格とする。
- 33-4 同時に複数の違反が発生した場合、ストップ&ゴーペナルティーの通知の順番はオフィシャルが決定する。通知する順番の抗議は一切受け付けられない。
- 33-5 ストップ&ゴーペナルティーの際は、途中ピットボックス等に停車することなく罰則を履行しなければならない。これに違反した場合、再度ストップ&ゴーペナルティーの手順が繰り返される。
- 33-6 ストップ&ゴーペナルティーは、当該ライダーのピットクルーにもボードによって通告される。判定に対する抗議は一切受け付けられない。
- 33-7 スタート手順違反以外においてもストップ&ゴーペナルティーが科される場合がある。

一体型ボード(例)



第34条 レースの中立化（ニュートラリゼーション）

- 34-1 オレンジライトが点滅した2台のセーフティーカーが1ポスト手前と12.3ポスト付近から同時にコース上に介入する。この瞬間から、オブザベーションポストにはSCボードと黄旗振動が提示され、全ての競技車両はセーフティーカーを先頭に追い越すことなく一列に並ばなければならない。なお、隊列を維持することが困難となった場合、手を挙げるなど後方へ合図を行ってから列を離れること。
- 34-2 セーフティーカーが介入している間、競技車両はピットインしてもよい。ピットストップ後にコースに復帰するライダーは、ピットレーン出口に1列に整列し、ピットレーン出口のグリーンライトが点灯された時点でコースに復帰することができる。セーフティーカーがピットレーン出口のレッドライトを通過してから15秒後に**15秒間**ピットレーン出口のグリーンライトが点灯し、コースインが可能となる。コースインできなかったライダーは次のグループを待たなくてはならない。
- 34-3 競技監督がセーフティーカーの解除を決定した後、セーフティーカーは次のセーフティーカーポスト付近でオレンジライトを消灯する。
- 34-4 2台のセーフティーカーの内、前車は9ポストを通過後右側のセーフティーゾーンへ退避し、後車は18ポスト付近の4輪ピットロードへ入る。全てのオブザベーションポストで掲示されている黄旗とSCボードは、セーフティーカーがコースから退去した時点で一齐に撤去され、レース状態に戻る。セーフティーカーが介入している間の周回数も、レース周回数として計算される。
- 34-5 セーフティーカーの解除を決定した周回中にコース状況等に大きな変化があり、再開を延期する場合、セーフティーカーは再度オレンジライトを点滅し、ニュートラリゼーションを継続する。オブザベーションポストのSCボードと黄旗振動は提示されたままとする。
- 34-6 大会期間中にニュートラリゼーションの練習が行なわれる場合がある。

第35条 レース中の競技車両修理

- 35-1 レース中における競技車両の修理・調整・部品交換は、競技車両に積込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない、登録したピットクルーおよびライダーのみが行うことができる。
- 35-2 フレーム本体、クランクケース本体、ギヤボックスのキャスト部分以外の故障部品は交換できる。
- 35-3 決勝レース中、転倒等により燃料タンクを破損した場合、公式車検合格時と同仕様の純正タンクに限り交換が認められる。この場合、タンクは空の状態で装着すること。燃料タンクを交換した競技車両は車検場に破損したタンクを速やかに持ち込むこと。
- 35-4 ピットに準備してある部品、工具などによる修理・調整・部品交換は、ピットインしている競技車両に対してのみ行うことができる。競技車両をピットボックス内に入れての作業は原則として禁止されるが、事前に許可を得た場合はこの限りではない。また、ピットボックス内で作業を行う場合、人員の数に制限は設けない。
- 35-5 ピット以外の地点で停車した競技車両の修理は、安全な場所で行わなければならない。この際、競技車両のライダー以外が作業にあたることは禁止される。また競技車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理・調整・部品交換は禁止される。
- 35-6 競技中の競技車両（トラック上）はいかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、保安目的でオフィシャルが競技車両を移動させる処置をする場合、およびピットレーン上の自己のピットを通り越した停車区域内の競技車両をライダー、ピットクルーが押し戻す場合はこの限りではない。
なお、ピットレーンではピットクルー2名までの補助を受け、押しがけまたは移動することができる。

第36条 ピット作業

- 36-1 ピットクルーは、当該チームに割り当てられたピットのピット前作業エリアでのみピット作業が認められる。
- 36-2 **ピット作業時にピット作業エリアに立ち入ることができる要員は以下のとおり最大7名とする。それぞれの要員は他の要員の作業を支援することはできず、また支援を受けてはならない。**
- ① **マシン作業要員** : 1～4名
- ② **給油作業要員** : 1～2名
- ③ **消火器要員** : 1名
- ※正規ライダーがピット作業に加わる場合、①のマシン作業要員として数えられ最大要員7名に含まれる。**
- なお、補欠ライダーは全てのピット作業を行うことができない。**
- 36-3 ピット作業の場合を除き、ピット前作業エリアに出て部品や工具をピット前作業エリアに置くことは禁止される。また各チームは、作業に直接携わっているピットクルー以外はオフィシャルが周辺を巡視できるだけのスペースを確保しなければならない。
- 36-4 予選中および決勝レース時コースコンディション変更に伴い、使用しているタイヤの交換が認められる。作業時は必ずエンジン停止して行うこと。電動およびエア工具の使用は禁止とする。
- 36-5 燃料補給又はライダー交代のためにピットストップした時は、必ずエンジンを停止しなければならない。また、ライダー交代をする際、チーム代表者はライダー交代の旨を速やかにオフィシャルに届けなければならない。

第37条 レース中における燃料補給

- 37-1 燃料補給時、必ずライダー交代を行わなければならない。
- 37-2 燃料補給は一般市販の金属製携行缶またはハンディタイプの金属製落差式燃料補給装置で行うこと。
- 37-3 燃料補給装置は車検員に許可を受けることとし、許可を受けた燃料補給装置を使用すること。
なお、燃料補給装置の給油パイプエンドは円筒状とし、口径は内径25Φ（25mm）までとする。
- 37-4 フューエルフィルターキャップの改造を伴う、いわゆる「クイックチャージ」は禁止される。
- 37-5 燃料タンク形状、燃料タンクフィルターキャップ開閉機構を公認時から変更することは禁止される。
- 37-6 燃料は競技車両に固定されたひとつのタンクに入れられるものとする。シートタンク、補助タンクは禁止する。
また、燃料補給のために簡単に脱着出来る取り替えタンクを使用することは禁止する。

- 37-7 燃料補給は、競技車両がスタンドによって完全に支持された状況の下で行わなければならない。
- 37-8 燃料補給作業は、当該チームに割り当てられたピットのピット前作業エリアでのみ行うことができる。
- 37-9 燃料補給を行う場合、当該チームのピットクルー 1 名が立ち会い、チーム監督が燃料補給を行う1ラップ前に補給監査委員に燃料補給の届出をすること。
- 37-10 燃料補給は、他の作業全てが終了しライダーが競技車両を再スタートさせる前に行わなければならない。
- 37-11 燃料補給中は、それ以外のすべての作業は禁止され、ライダーは競技車両に乗車してはならず、タイヤウォーマーの使用も認められない。
- 37-12 燃料補給中、ピットクルー1名は必ず消火器を持ち、消火器の安全ピンを抜きノズルを競技車両に向けた状態で消火器要員として待機すること。補給作業終了後は直ちに安全ピンを戻すこと。また、こぼれた液体類は必ず拭きとること。消火器容量等については、第38条 消火器規定参照すること。
- 37-13 燃料補給時、**補給作業に携わる全員（給油作業要員 最大2名と消火器要員 1名の最大3名）**が眼の保護具ならびに適切な防火服を着用しなければならない。ここでいう眼の保護具とはシールド付きフルフェイスヘルメット又は一般にいわれるゴーグルタイプの物（モトクロス用やスキー用のゴーグルなど）とする。眼鏡タイプ（サングラス等）の使用は認められない。フルフェイスヘルメットを着用する場合、必ずシールドを閉めること。また、適切な防火服とは、ノメックス製あるいはそれと同等以上の防炎加工がされた長袖・長ズボンの服（4輪用レーシングスーツや耐火型作業ツナギ等）が強く推奨される。最低限コットン100%の燃料補給作業服に防水スプレー類で処理したものを着用すること。ライダースーツによる燃料補給作業は行えない。着用する靴は肌が露出するものが禁止される。グローブはノメックス製、またはそれと同等以上の耐火性能を持つものが強く推奨されるが、最低限皮製グローブの着用が義務付けられる。ライダー用グローブ・作業用軍手は禁止とする。
- 37-14 燃料補給後に競技車両への技術的な作業を行う場合、当該チームに割り当てられたピットボックス内で行うこと。その際、事前にオフィシャルの許可を得ること。

第38条 消火器

38-1 消火器は各チームの責任において、以下の仕様に合致した消火器を準備すること。また、以下の仕様と異なる種類の消火器でも、同等以上の性能であれば認められる場合があるが、同等以上であることが読み取れる資料をチームで用意し車検員に提示すること。

①内容量（1本当たり）

ABC粉末型：3kg以上 / **中性強化液型：3.0L以上** / **二酸化炭素型：3.0kg以上**

②準備数

1台につき1本以上 ※主催者がピット等に準備してある消火器は使用できない。

第39条 競技の中断（赤旗時の対応）

39-1 赤旗提示により競技が中断された場合、ライダーは最大限の慎重さと注意をもって走行し、ピットイン後、指定の競技車両保管場所に停止しなければならない。ピットイン中の競技車両への作業は直ちに停止しなければならない。また、赤旗提示時点でピットロードを走行中のライダーはピットインしていたものとする。

39-2 赤旗中断時の競技車両保管場所は各チームピット前の「赤旗時のパルクフェルメ」エリアとする。（下図参照）全ての競技車両は、それが走行中であるか修理または給油のためにピットインしているかにかかわらず、「赤旗時のパルクフェルメ」に誘導され、一切の作業は禁止される。ただし、損傷が深刻で動かすことの出来ない競技車両は例外とする。**また、レースが中断された時の周回数が3周未満の場合、「赤旗時のパルクフェルメ」での保管を行わず各チームに割り振られたピットボックスへ直接戻ることをオフィシャルが指示する場合がある。その際、必ずオフィシャルの指示に従うこと。**赤旗時の注意事項を以下の通りとする。

①パルクフェルメに停止した競技車両のもとへ、1台につき1名のピットクルーが出向き、スタンド等で保持する事が許可されるが、オフィシャルの指示があるまで行ってはならない。また、その他の作業一切もオフィシャルの指示があるまで行うことはできない。

- ②コントロールラインのフラッグ台（0P）及びスタートラインのフラッグ台（0.5P）のグリーンフラッグ合図により作業することができる。この際、作業は各ピット前の作業エリアで行うこと。同時にサイティングラップからスタート手順が開始され、5分後にピット出口は閉鎖される。



第40条 赤旗提示後のレース再開

40-1 再レースのスタートもル・マン式スタートにて行うが、天候やその他の状況により変更する場合がある。

40-2 レースの再開は、次の3つのケースに分けられる。（以下ケースA・B・Cと呼ぶ）

【ケースA】

トップ及びびトップと同じ周回を走行していた残りの競技車両が3周未満の場合、当該レースは無効となり、全く新たなレースとして再開される。

【ケースB】

トップ及びびトップと同じ周回を走行していた残りの車両が3周以上（3周を含む）を完走し、決勝レース時間が2/3時間未満の場合は、第2レースとして行う。第2レースのスターティングポジションは、トップ及びびトップと同じ周回を走っていた残りの競技車両が赤旗を提示されずにコントロールラインを通過した週の通過順とし、スタートライダーは自由とする。レースの最終結果は複数のレース周回数を合算し、最大数を周回したチームが優勝チームとなる。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。

【ケースC】

決勝レース時間が2/3時間以上走行していた場合は、レースは成立したものとする。順位はトップ及びびトップと同じ周回を走っていた残りの競技車両が赤旗を提示されずにコントロールラインを通過した週の通過順とする。

40-3 サイティングラップからスタート手順が再開され、5分後にピット出口は閉鎖される。

40-4 車両を押しグリッドに移動することは認められない。サイティングラップに参加できないライダーはピットスタートとする。

40-5 スターティンググリッドについて確認された段階で「スタート1分前ボード」が提示され、以降は、通常のスタート手順とする

第41条 レース終了と順位の設定

41-1 レースは、トップの競技車両がコース上のフィニッシュラインを通過しチェッカーフラッグが提示された時点で終了される。

ただし、規定の決勝レース時間が経過または当初予定されていた時刻を経過した時点から5分以内にトップの競技車両がフィニッシュラインを通過しない場合、暫定2位のライダーに対しチェッカーフラッグが提示される。

41-2 正式レース終了はチェッカーフラッグが振られてから、5分後である。

41-3 チェッカーフラッグが掲示された時点で、ピットインしていた競技車両の出走は禁止される。

41-4 レース結果にて順位を得るためには、下記の項目をそれぞれ満たさなければならない。

①最初にチェッカーフラッグを提示された競技車両がフィニッシュラインを通過した後5分以内に、フィニッシュラインを通過しなければならない。

②ピットレーンではなくコース上のフィニッシュラインで、チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。

③優勝チームの走行した距離の75%以上を走行していなければならない。

41-5 レースの中立化（ニュートラリゼーション）中に決勝レース時間を経過した時点、または当初予定されていたレース終了時刻を迎えるときは、トップの競技車両がいるグループの先頭を走るセーフティカーよりチェッカーフラッグが提示される。

41-6 レースが停止された時点で全レース時間の2/3以上を走行していた場合、40-2に規定の【ケースC】に則り運用される。

第42条 入賞車両の検査・暫定表彰式

42-1 レース終了後各クラスの1位～6位までの競技車両は、暫定結果発表後30分以上保管され、必要に応じて検査される。また、この検査を拒否する事はできない。

42-2 チェッカーフラッグの掲示を受けた競技車両で、フルコースを1周走行することが出来ない競技車両は、T1手前右側のUターン路（コース外のアスファルト部分）を通過してパドックインすることが許されるが、この場合後方に十分注意し、安全を確認した上でUターン路に入らなければならない。

42-3 レース終了後、ポディウムにて暫定表彰式を行う。

第43条 賞典

43-1 賞典の内訳は以下のとおりとする。ただし、D-Classは全て対象外とする。D-Classに参加した競技車両が賞典対象の順位で完走した場合、次点以降の競技車両が賞典対象として繰り上げられる。

①正賞

	順位	内容
総合賞	1位～3位	トロフィー
ナショナルアワード	1位～3位 ※Fun-Class ナショナル4hours対象	トロフィー

※賞典受け取りは当該レース決勝日中に行うこと。決勝日中の受け取りがない場合、賞典の受け取り権利を放棄したものとみなされ、大会事務局は賞典を廃棄・処分することができる。なお、後日送付等の対応は行わない。

②副賞

(1)順位賞金 総額 ¥850,000

総合順位	金額
1位	¥400,000
2位	¥180,000
3位	¥120,000
4位	¥70,000
5位	¥50,000
6位	¥30,000

(2)特別賞金 総額 ¥150,000

対象	金額	備考
ナショナル4hours 1st	¥50,000	ナショナル4hoursの上位3チームに授与する
ナショナル4hours 2nd	¥30,000	
ナショナル4hours 3rd	¥20,000	
ポールポジション賞	¥50,000	決勝レース最上位グリッドのチームに授与する。

43-2 各賞金の税金は、43-1に記載された金額に含まれる。税金の支払はあらかじめ主催者によって差し引かれ、対象者へ支払われる。

第44条 損害の補償

- 44-1 参加者は、競技車両が競技役員によって保管されている期間を除き、競技車両およびその付属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。
- 44-2 競技会開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびピットクルーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第45条 参加者の遵守事項

- 45-1 何らかの理由で競技に参加できなくなった時は、その理由も合わせてリタイヤ届を提出すること。
- 45-2 すべての参加者は競技会期間中、競技役員の指示に従うこと。
- 45-3 ピットレーン及びプラットホーム（サインエリア）に立ち入る場合、草履、スリッパ、サンダル、ハイヒール等の安全性が低い履物は禁止する。また、競技役員が上記履物以外に危険と判断した場合は指導する。
- 45-4 16歳未満はピットレーンへの入場を禁止とする。
- 45-5 主催者や大会後援者、大会審査委員会及び他参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 45-6 参加代表者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルーなど自身の参加に関わるすべての者に、すべての法規および規則、マナーを遵守させる責任をもたなければならない。
- 45-7 すべての参加者は、スポーツマンシップに則り、行動しなければならない。
- 45-8 大会事務局の許可なく、ピットの占有、パドックの場所取り（テープ、タイヤ、ロープ等）をしてはならない。パドックの場所取りが発見された場合、場所取りに使用されているものは大会事務局により通知なく回収され、違反した当該チーム・ライダーに対し罰則を科す場合がある。
- 45-9 大会期間中ならびにスポーツ走行において、産業廃棄物（タイヤ、バッテリー、カウル等）の不法投棄は禁止する。違反した場合は、該当チーム・ライダーに対して罰則を科す。
- 45-10 不必要なエンジンの空吹かし、急発進、ブレーキテストなどを含む暴走行為を行ってはならない。
- 45-11 参加者は、ピット・パドック内に保管するガソリンの管理に責任を持たなければならない。
- 45-12 ブルテンや各大会において発行される公式通知は大会参加前に必ず確認すること。
- 45-13 これら遵守事項の違反に対する罰則は、大会審査委員会が決定し最終的にライダーへ科せられる場合がある。重大な違反行為を行ったライダーは失格となる場合がある。違反の判定に対する抗議は受付られない。

第46条 負傷時のメディカルセンター受診義務

- 負傷した際は、必ず鈴鹿サーキット内メディカルセンターにて診断を受けること。
- 受診していない場合、MS共済会の適用から除外される場合がある。

第47条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 47-1 参加申込の受付に際してその理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 47-2 チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への記載の拒否または変更を命じることができる。
- 47-3 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を求め、健康上の理由により競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- 47-4 ゼッケン番号の指定やピットの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 47-5 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの登録または変更について許可することができる。
- 47-6 すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許諾できるものとする。
- 47-7 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 47-8 主催者は、参加代表者、ライダーおよびその参加に関わる全ての者が下記に該当する言動を行った場合、

参加代表者、ライダーおよびその参加に関わる全ての者に対して参加拒否を含む罰則を科すことができる。

①暴力行為、威圧的・侮辱的言動

例) サーキット内外での暴力的、威圧的な言動

②法律に違反する行為

例) パス/駐車券の加工・偽造・不正使用、ピット内タバコ/ストーブ等火気取扱い違反、交通違反等

③マナーに反する行為

例) パドック内駐車違反、暴走行為等

④その他、レースの秩序やモータースポーツの社会的価値・意義を損なうと判断される行為

第48条 大会役員の実任

大会役員は職務に最善を尽くすことは勿論であるが、参加者、ライダー及びピットクルーは大会役員が一切の損害賠償責任を免除されていることを認識していなければならない。即ち、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー、及び競技車両の損害に対して一切の補償責任がないことをいう。

第49条 公式通知/競技結果の発行・掲示

49-1 本特別規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本特別規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。

49-2 公式通知・競技結果の公式掲示は、参加者向け情報ダウンロードページにおいて行う。

[<2026 鈴鹿4時間耐久ロードレース 参加者向け情報ダウンロードページ>](#)

[2026 鈴鹿 4 時間耐久ロードレース 情報ダウンロードページはこちらから>>>](#)



第50条 本特別規則の解釈

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第51条 本特別規則の施行

本特別規則は第1章 第1条に示される2026 鈴鹿4時間耐久ロードレース に適用されるもので、本競技会の参加申込開始と同時に有効となる。

第2章 技術規則

第52条 8H Challenge / Fun-Class 技術仕様

52-1 MFJ 国内競技規則 付則 10 ST600 技術仕様、および本特別規則 第 1 章 第 14 条 参加競技車両、第 16 条 燃料規定に準ずる。

52-2 フューエルフィルターキャップのロック及び開閉機構を公認時から変更することは禁止される。

52-3 使用タイヤは以下の項目を遵守すること。

①MFJ国内競技規則 付則10 ST600技術仕様に準ずる。(ドライ・ウェットタイヤのいずれも)

②本数制限

公式予選	決勝レース
ドライタイヤ 1セット	ドライタイヤ 1セット

※注意事項

- 1) 予選で使用するドライタイヤは公式車検時に、決勝で使用するドライタイヤはスタート前チェック時にマーキングされる。
- 2) マーキングされたタイヤが転倒などの外的要因等により損傷・破損し、競技監督、車検長およびタイヤサプライヤーが走行不可と判断した場合、破損したタイヤを交換することができる。破損タイヤは主催者が保管し、公式予選におけるタイヤ交換に対しては決勝レースのピットスタート、決勝レースにおけるタイヤ交換に対しては競技結果に対し周回数2周減算のペナルティーを科す。
- 3) ウェットタイヤは本数制限を設けない。

③タイヤは下記のワンメイクタイヤのみ使用することができる。

銘柄	用途	F/R	名称	サイズ
ブリヂストン	ドライ	フロント	BATTLAX RACING R11 NHS	120/600R17
		リア	BATTLAX RACING R11 NHS	180/640R17
	ウェット	フロント	RACING BATTLAX W01	120/600R17
		リア	RACING BATTLAX W01	190/650R17

刻印：ドライ、ウェットタイヤのサイドウォールに「NOT FOR HIGHWAY SERVICE」または「NOT FOR HIGHWAY USE」（一般公道走行不可）の記載のあるもの。

④ドライタイヤを使用する場合は車検員によってマーキングされたタイヤを装着しなければならない。

コースコンディション変更に伴い、使用しているタイヤの交換が認められる。予選中および決勝レース時のタイヤ交換はエンジンを必ず停止し、電動およびエア工具の使用は禁止とする。

⑤MFJ国内競技規則付則6 4-3-3 ブリヂストン指定表示に則り、参加者は表示指定を遵守すること。

第53条 D-Class 技術仕様

53-1 D-Class 出場車両の技術仕様は、原則 MFJ 国内競技規則 付則 10 ST600 技術仕様、および本特別規則 第 1 章 第 14 条 参加競技車両、第 16 条 燃料規定に準ずる。ただし、技術的関心またはサステナビリティ貢献に対する取り組みが明確であることを条件とする。

53-2 D-Class に参加を希望する場合、期間内の 7/28(火)までに技術的関心またはサステナビリティ貢献に対する取り組みの詳細および D-Class 参戦のために行われた改造・変更の詳細を大会事務局へ申請すること。

申請された取り組みの詳細および改造・変更の詳細は大会組織委員会にて審議され、承認された場合にのみ参加が認められる。大会組織委員会にて参加を承認されなかった場合、キャンセル手数料 1,100 円を差し引き、参加料を返金する。

53-3 安全確保および混走性確保のため、主催者は重量、吸気制限、回転数/開度制限、燃料条件等の性能調整 (BoP) を課すことができる。BoP の内容および適用は主催者の判断による。

53-4 改造・変更が許可される項目は以下のとおりとする。以下に記載されていない項目は全て MFJ 国内競技規則

付則 10 ST600 技術仕様、および本特別規則 第 1 章 第 14 条 参加競技車両、第 16 条 燃料規定に準ずることとする。

～1) 重量

最低重量は ST600 技術仕様に準ずる。最低重量を満たすためのバラストの使用は認められない。ただし、主催者が課した性能調整 (BoP) のためのバラストの使用は許可される。

～2) 燃料

1. 再生可能由来を含む燃料の使用を認める。ただし安全と運営の観点から事前承認制とする。
2. 成分概要、物性 (密度・蒸気圧・引火点等)、SDS (または同等資料) を提出すること。
3. 主催者は燃料サンプル採取・分析を行うことができる。拒否・虚偽は失格とする。

～3) フェアリング

1. フェアリングの材質、構造、内部形状、冷却導風、補強等は変更することができる。ただし、外観は当該車両が公認された時点のオリジナル車両と同一でなければならない。外観が同一とは、以下を満たすことをいう。
 - (1) 正面、側面、上面から見たシルエットが著しく異なること
 - (2) 外観に現れる視覚的に明確な空力付加物が公認時から追加されていないこと
2. 冷却性能向上、耐久性向上、整備性向上を目的としたフェアリング内部の加工、ダクト形状変更、補強は認められる。
3. フェアリング下部のオイル受けについては、MFJ 国内競技規則 付則 10 ST600 技術仕様に準ずる。

～4) タイヤ

1. タイヤ銘柄は指定せず、公認車両時に装備されているものから交換することができる。ただし、タイヤを開発項目として登録する場合は、各タイヤメーカーと安全性評価を含め承認を得た後、使用申請を行うこと。
2. 使用するタイヤは溝付きタイヤのみとする。
3. ドライタイヤの使用本数は原則として、予選 1 セット、決勝 1 セットとする。ただし、車両の変更・改造により上記本数制限のままでは安全性に懸念が生じる場合、大会組織委員会は例外として使用本数の追加を認めることができる。例外の基準は、「最低重量が、ST600 最低重量に対して 10%以上重い場合」とし、追加有無や追加される本数の最終判断は大会組織委員会が行う。また、ウェットタイヤの使用本数制限は設けない。
4. 例外措置が性能目的であると主催者が判断した場合、例外は認められない。
5. 外的要因以外でタイヤの異常摩耗や損傷などが確認され、走行に支障があると主催者が判断した場合、以降の走行を拒否する場合がある。

以上

8H Challenge エントリー者向けサポート内容について

鈴鹿4時間耐久ロードレースにおいて新設される「8H Challenge」は、翌年の鈴鹿8時間耐久ロードレースへの参戦に直結するクラスとして開催されます。

本クラスにエントリーするチームに対して、以下のサポートを提供いたします。

① 翌年の鈴鹿8時間耐久ロードレース 出場権を付与

8H Challengeにおいて最上位成績を収めたチームには、翌年開催される鈴鹿8時間耐久ロードレースへの出場権を付与いたします。

② 出場権獲得チームは翌年の鈴鹿8時間耐久ロードレースのエントリー料を免除

出場権を獲得したチームが正式エントリーする場合、エントリー料を免除とします。

③ 出場権獲得チームへ鈴鹿8時間耐久ロードレース ゲストパスの無償提供

8H Challengeにて鈴鹿8耐の出場権を獲得したチームに対し、翌年の鈴鹿8時間耐久ロードレースで有効なゲストパス（グリッド入場権付き）10枚を無償で提供いたします。

④ 上位5チームのU30ライダーへのサポート

決勝総合結果(D-Class含まない)上位5チームに対して、8Hchallengeで登録したU30ライダーへ鈴鹿8耐テストセッション（2026年は5月12-13に開催、例年は6月初旬）における2日間の走行料を無償といたします。

⑤ 鈴鹿4耐公式媒体におけるPR機会の提供

鈴鹿8時間耐久ロードレース参戦に向けたチームPRの機会として、8H Challengeに出場する全チームを対象に、以下の露出枠を提供いたします。

【露出媒体】

鈴鹿4時間耐久ロードレース 公式プログラム

鈴鹿4時間耐久ロードレース 公式ホームページ

鈴鹿8時間耐久ロードレース 公式ホームページ ※8H Challengeで出場権を獲得したチームがエントリーする場合のみ

【掲載内容】

写真1点（チームメンバー、マシン等）

コメント（チーム紹介、意気込み 等）

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を合せて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を合せて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を合せて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頭部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの などに對しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。
なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス
〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992
TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)
FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社
TEL: 059-226-5161 FAX: 059-226-5165 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課
TEL:052-953-3911 FAX:042-497-5847 (営業時間平日9:00~17:00)

もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ

～鈴鹿サーキットで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

1. 事故の通知

事故により負傷した場合、必ず鈴鹿サーキットメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。利用記録がなければ保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。負傷された場合、必ず当日中に鈴鹿サーキットメディカルセンターにて受診してください。ただし、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



2. ご請求書類

鈴鹿サーキットメディカルセンターの利用情報から負傷された皆様へ、保険会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）より、ご請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。負傷程度によってはご案内されない場合がございますので、主催者にご連絡いただきお取り寄せください。



3. ご請求手続き

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。入院された場合、入院日数に対し 1,000 日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、経過した場合は完治する前でもご請求ください。ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用封筒にてご送付ください。



4. 保険金振込

保険会社に書類が到着し不備がなければ、通常 10 日ほどでご指定いただきました口座に保険金が振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、鈴鹿サーキット SMSC 事務局までお問合せください。

TEL : 059-378-3405

営業時間 : 10:00～16:00

2026年6月29日 発行